

運輸交通業における労働災害防止のために

平成28年～平成29年6月末までの 山梨県内における労働災害発生状況と労働災害防止対策

厚生労働省 山梨労働局 労働基準部 健康安全課

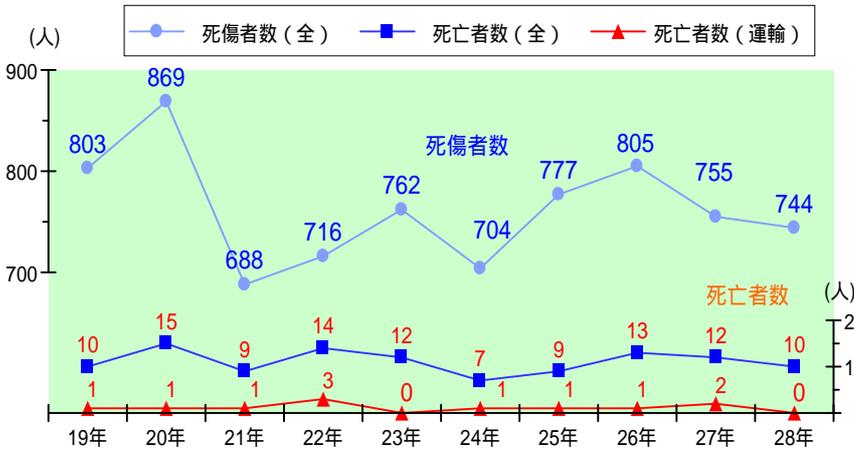
平成28年1月から平成29年3月末日までに県下各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業4日以上）」及び平成28年1月から平成29年6月末までの死亡災害の発生状況を基に、県内の運輸交通業における労働災害の発生状況及び労働災害防止対策をまとめました。

各事業場及び現場において、積極的な労働災害防止に取り組んで下さい。

第1 山梨県内の労働災害発生状況

1 全産業と運輸交通業における労働災害発生状況

山梨県内における労働災害発生状況の推移



県内の全産業における死傷者数は、昭和35年の3,856人をピークに減少を続け、平成21年には700人を下回ったものの、その後増加に転じていましたが、平成28年は前年比で11人(1.5%)減少し、744人となりました。このうち、運輸交通業における死傷者数は2年連続して減少し、平成28年は前年比2人減の61人と、3年連続しての減少となりました。

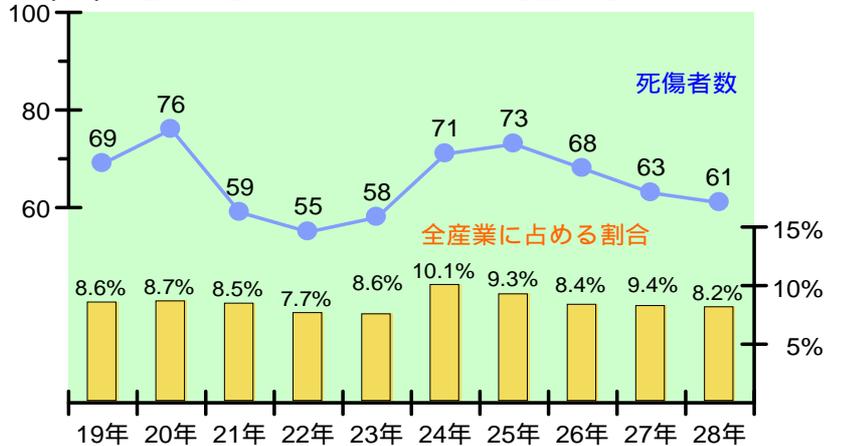
平成29年6月末現在、26人と前年比で2割近くの減少となっていますが、死亡災害はすでに2人と、全産業で発生している死亡災害(3人)のうち66%を占め、いずれも道路貨物運送業において発生しています。

また、県内の全産業における死亡者数は、昭和41年の59人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示しており、平成28年は10人と前年に比べ2人減少となりました。

うち、運輸交通業における死亡災害は平成23年に続き発生しませんでした。

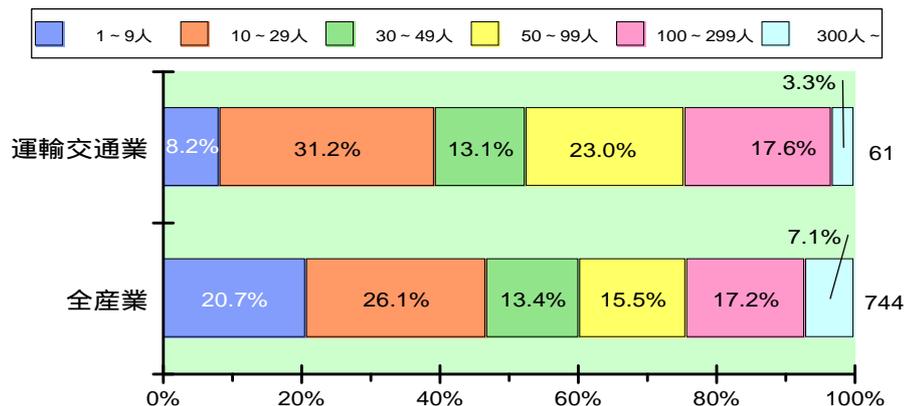
なお、平成29年6月末現在、運輸交通業における死亡災害は2人となっています。

運輸交通業における労働災害発生状況の推移



2 規模別労働災害発生状況

規模別労働災害発生状況(平成28年)

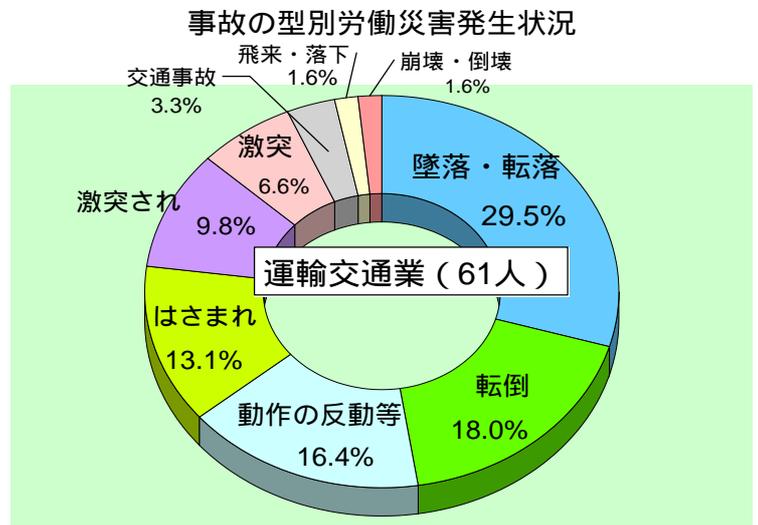


運輸交通業における労働災害発生状況を事業場の規模別にみると、労働者10~29人が最も多く(31.2%)、次いで50~99人(23.0%)、100~299人(17.6%)、30~49人(13.1%)、1~9人(8.2%)、300人以上(17.5%)となっており、全産業と比較すると、10~29人規模の割合が高く、10人未満規模の割合は半以下となっています。

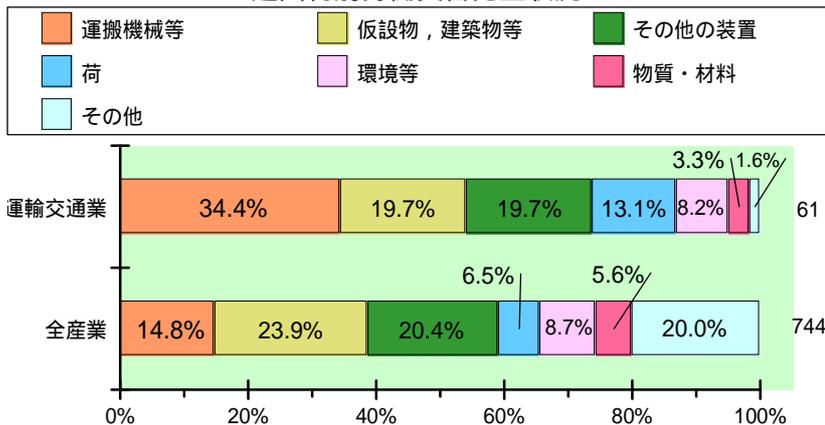
3 事故の型別労働災害発生状況

運輸交通業における労働災害について、事故の型別にみると、墜落・転落（29.5%）が最も多く、次いで、転倒（18.0%）、動作の反動等（16.4%）、はさまれ・巻き込まれ（13.1%）、激突され（9.8%）、激突（6.6%）、交通事故（3.3%）、飛来・落下及び崩壊・倒壊（各1.6%）の順となっています。

荷役作業における労働災害防止のため、4ページ以降の「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」等を参考にして下さい。



起因物別労働災害発生状況

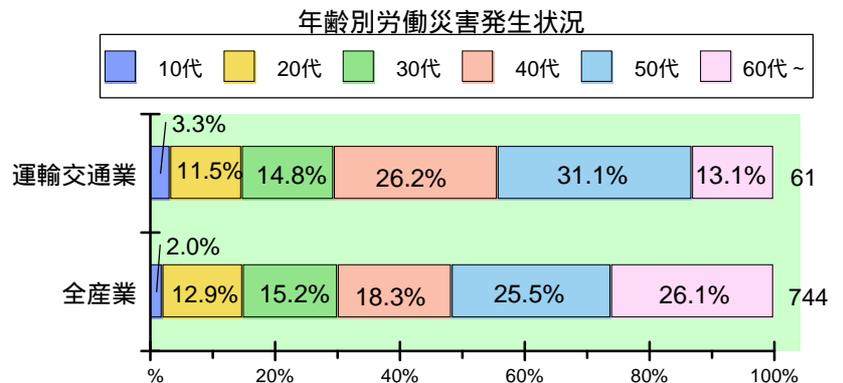


4 起因物別労働災害発生状況

運輸交通業における労働災害について、起因物別にみると、運搬機械等（34.4%）が最も多く、次いで仮設物・建築物等（19.7%）、その他の装置・用具（19.7%）、荷（13.1%）の順となっており、全産業と比べ、運搬機械等の割合が大きくなっています。また、運搬機械等の内訳は、トラック約8割、フォークリフトが約1割を占めています。

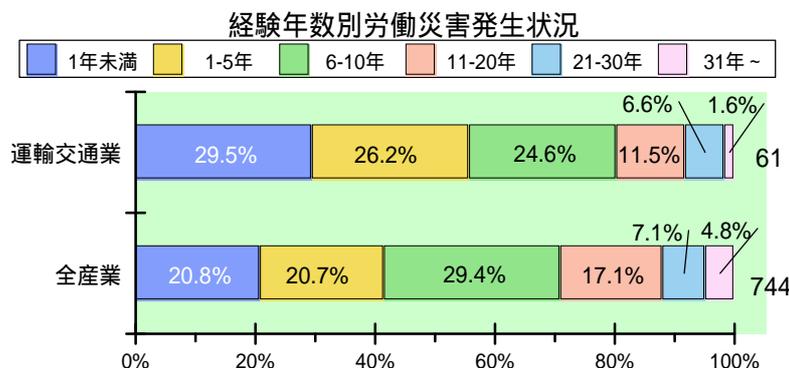
5 年齢別労働災害発生状況

運輸交通業における労働災害について、年齢別にみると、50代（31.1%）が最も多く、次いで40代（26.2%）、30代（14.8%）、60代以上（13.1%）、20代（11.5%）、10代（3.3%）の順となっており、全産業と比べ、50代、40代の割合が多くなっています。



6 経験年数別労働災害発生状況

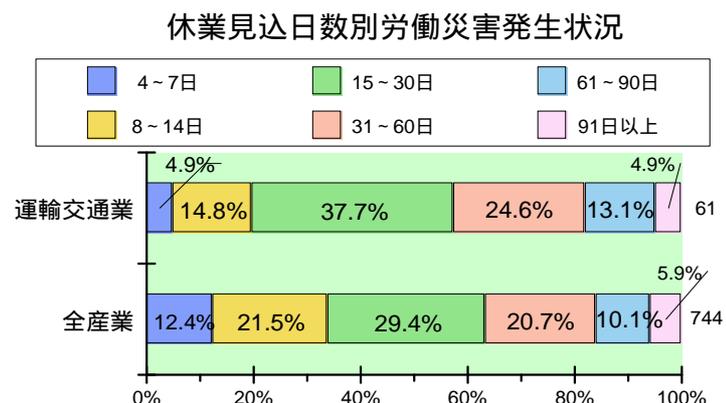
運輸交通業における労働災害について、経験年数別にみると、前年は1～5年が最も多かったが、1年未満（29.5%）が最も多くなり、次いで1～5年（26.2%）、6～10年（24.6%）、11～20年（11.5%）の順で、5年以下の経験の浅い方の割合が半数以上を占めています。



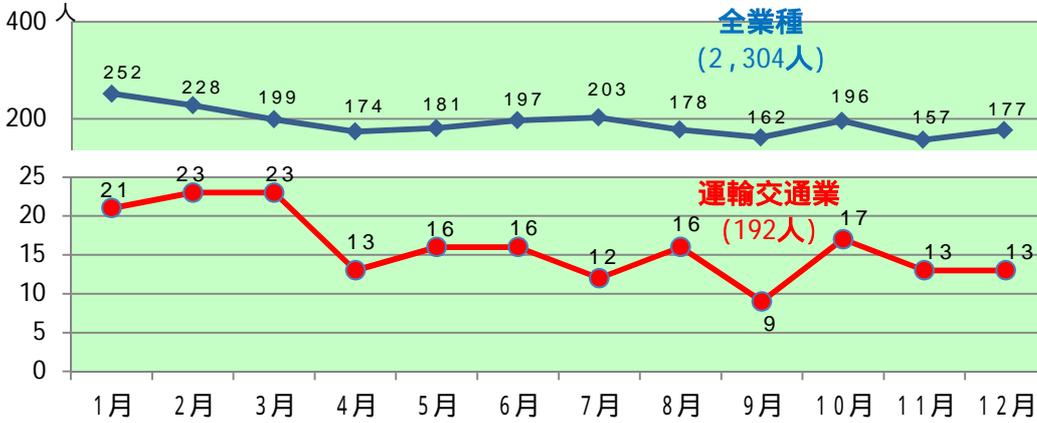
7 休業見込日数別労働災害発生状況

運輸交通業における労働災害について、休業見込日数別にみると、15～30日（37.7%）が最も多く、次いで31～60日（24.6%）、8～14日（14.8%）、61～90日（13.1%）、4～7日及び91日以上（4.9%）の順となっています。

1ヶ月を超える重篤な災害は4割以上を占め、全産業に比べ多くなっています。

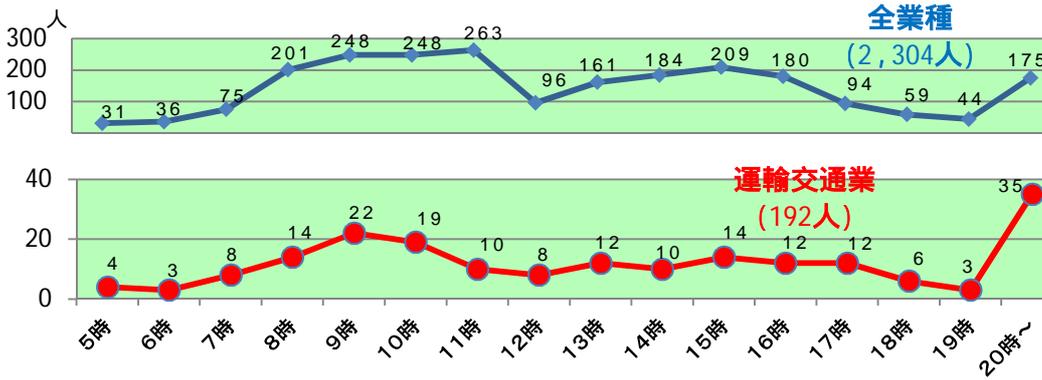


8 月別 労働災害発生状況 (平成26年~28年)



ここ3年間の運輸交通業における労働災害を発生月別にみると、冬季及び年度末の3月に多く発生しています。全業種でも、1月、2月に多く発生しており、冬季における労働災害防止対策が重要となっています。

9 時刻別 労働災害発生状況 (平成26年~28年)



ここ3年間の運輸交通業における労働災害を発生時刻別にみると、通常時間帯では午前9時台が最も多く、次いで午前10時台、午後3時台となっています。午前0時~4時の深夜から早朝にかけての発生割合は7.3% (14人)と、全業種の3.6% (84人)の2倍の発生率となっています。

10 最近の運輸交通業における死亡災害事例

| 番号 | 発生月日 発生地 | 年齢 性別 | 業種 職種 | 事故の型 起因物 | 災害の概要 | |
|----|-------------------------|----------|------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 1 | H24 9.8 富士河口湖町 | 38 男 | 一般貨物自動車運送業 運転手 | 交通事故 トラック | 国道139号線で、被災者の運転していた大型トレーラが左カーブでセンターラインをはみ出し、対向してきた中型トラックに衝突した。 | |
| 2 | H25 10.14 甲州市 | 45 男 | 一般貨物自動車運送業 運転手 | 交通事故 トラック | 被災者が2tトラックを運転中、国道交差点において信号待ちをしていた大型ダンプに追突し、頭部を強打した。 | |
| 3 | H26 12.9 栃木県那須塩原市 | 71 男 | 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 運転手 | 交通事故 トラック | 栃木県那須塩原市内の国道の交差点で、被災者の運転するトラックが赤信号で停止中の大型トレーラーに追突した。 | |
| 4 | H27 2.12 都留市 | 55 男 | 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 運転手 | はさまれ、 巻き込まれ 荷 (機械装置等) | キャリアカーに積んだ自動車を降ろす作業を行っていた時、自動車が荷台をずり落ちて、付近で作業をしていたキャリアカーのドライバーが挟まれた。 | |
| 5 | H27 6.8 長野県塩尻市 | 57 男 | 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 運転手 | 交通事故 トラック | 被災者が運転する中型トラックが高速道路のパーキングエリアから本線に進出したところ、本線を走行してきた大型トラックに後方から追突され、被災者は車外に投げ出された。 | |
| 6 | H29 3.8 身延町 | 48 男 | 運送業 運転手 | 墜落 トラック | 工事現場から排出された土砂の運搬のため現場に入場していたダンプトラックが、荷台に土砂を積んだ後、仮設栈橋を渡って土捨て場に向かおうとしていたところ、現場内の作業道と仮設栈橋の接合部付近において、作業道端部の単管柵及び仮設栈橋の柵を突き破り、約34メートル下に墜落したものの。 | |

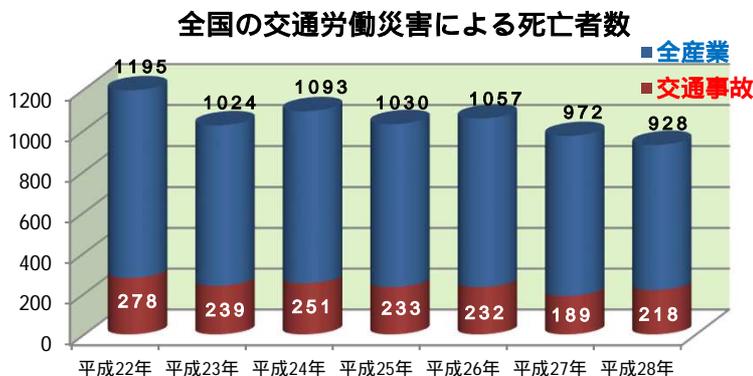
第2 労働災害防止のために

1 交通労働災害を防止しましょう！

全国の交通労働災害は、全産業の死亡労働災害の2割以上を占め、近年は200人前後の方が業務中に交通事故で亡くなっており、休業4日以上の死傷者数は毎年8,000人を超えている状況です。

山梨県内での交通労働災害による死亡者についても、全死亡労働災害の2～4割を占めており、休業4日以上の交通労働災害は、近年40～50人で推移し、全労働災害の約1割を占めています。

交通労働災害の撲滅に向け、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組を労使一体となって推進しましょう。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要

1 交通労働災害防止のための管理体制等

交通労働災害防止のための管理体制の整備

安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関する管理者を選任し、管理者を選任した時は、役割、責任、権限を明確にし、管理者に対して十分な教育を行いましょ。

経営トップが安全衛生方針の表明、目標の設定

経営トップ（事業主等）が安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。目標達成に向けて労働時間管理や教育等の安全衛生計画を作成し、実施 - 評価 - 改善を行いましょ。

安全委員会などにおける調査・審議

安全委員会などで交通労働災害防止について調査・審議を行い、朝礼などで労働者全員に周知しましょ。



2 適正な労働時間等の管理、走行管理

適正な労働時間の管理、走行管理

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画によって運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行いましょ。高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。

詳しくは国土交通省ホームページを参照。 <http://www.mlit.go.jp/common/001000380.pdf>

走行計画の作成と運転者への適切な指示

走行開始・終了地点、運転時間と休息时间、荷役作業内容等の計画を作成し、運転者に適切な指示を！

また、運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握しましょ。

乗務開始前の点呼の実施とその報告への対応

睡眠不足や体調不良などで安全な運転ができないおそれがないか、点呼により報告を求め、結果を記録しましょ。

問題が認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を講じましょ。

荷役作業を行わせる場合の対応

荷役作業を行わせる時は、事前に運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した休憩時間を確保しましょ。

3 安全衛生教育の実施

雇入れ時、日常の教育を自動車運転者に対して行いましょ。

交通危険予知訓練（交通KYT）を行いましょ。

マイクロバス・ワゴン車などで労働者を送迎する場合は、十分技能がある労働者を選任しましょ。

4 労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会を開催しましょ。

交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ。



5 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

6 運転者の健康管理

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導を行いましょ。長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導の実施と、労働時間短縮等の対応を！ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょ。

7 その他

異常気象や天災の場合、安全確保のため走行中止や一時待機など、必要な指示を確実に行いましょ。事業者は走行前に必要な点検を行い、異常があった場合は直ちに補修などの措置を執りましょ。自動車に必要な安全装置を整備しましょ。

車から離れる際は、**ギアがパーキングに入っているか**
サイドブレーキ（パーキングブレーキ）の効きが十分であるか **必ず確認しましょ！**

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の詳細については、こちらで検索してください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/130912-01.html>

2 荷役作業での労働災害を防止しましょ！

山梨労働局管内の陸上貨物運送事業においては、ここ10年間で653名が死傷（休業4日以上）し、うち死亡者は11名となっています。死傷内訳は、交通労働災害が10%であるのに対し、荷役作業中の墜落・転落、転倒、動作の反動、はさまれ災害等が約70%となっていることから、労働災害の減少を図るためには、荷役作業における安全対策の実施が重要です。

また、荷役作業時の労働災害発生場所は、約70%が荷主、配送先等であることから、陸上貨物運送事業者と荷主等が連携・協力して荷役作業の安全を確保しましょ。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン ～労働災害防止のためのポイントの抜粋～

安全衛生管理体制の確立等

平成25年3月25日付け基発第0325第1号で示されたガイドライン

荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。

反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置(基本的な対策)

荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

墜落・転落による労働災害の防止対策

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- 作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- 不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- 荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- 安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- 墜落時保護用の保護帽を着用する
- 荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- 荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- 滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する

墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう



ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点であっても、荷役作業時には**必ず保護帽を着用**するようにしましょう。

また、平日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

フォークリフトの運転資格の確認

定期自主検査の実施

作業計画の作成

作業指揮者の配置

フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
 - 荷崩れ防止措置を行う
 - 運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
 - フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行う
 - マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
 - 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
 - 急停止、急旋回を行わない
 - 荷役作業場の制限速度を遵守する
 - バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
 - フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
 - 構内を走行するときは、安全通路を走行し、荷の陰等から飛び出さない
- 自社内のフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示**
- 通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）**
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）**

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとこと アドバイス

禁止されている行動をとってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業を守るため、**各事業場で定められたルール**を守り、適切な行動を徹底しましょう。

クレーン等による労働災害の防止対策

クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認

定期自主検査の実施

クレーン等の定格荷重を超えて使用させない

移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知

移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正

移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設



ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
- ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押し動かす（引かない）
- ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
- ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
- ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
- ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
- ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
- ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する

ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓

床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛けて転倒することを防止するため）



転倒による労働災害の防止対策

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等の確認、後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- ・荷役作業場所等に合わせ、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- ・荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす（自社内）
- ・荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）
- ・台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）



腰痛防止対策

職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発第0618第1号）で示された対策の実施

荷役作業を行わせる事業者の実施事項

- ・リスクの評価（見積り）（車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用）
- ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施（運転座席の改善、車両運転の時間管理、荷物の積み卸し作業における自動化・省力化等）

腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす
 - ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
 - ・重量の重い荷は、2人以上で扱う、できるだけ台車等を使用する
- 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善する

荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら進行
- ・あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に進行すること。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない

パレットの破損状況の確認

- ・崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

その他の労働災害の防止対策

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育

(荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育)

労働安全衛生法に基づく資格等の取得(さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得)

作業指揮者等に対する教育

日常の教育(危険予知訓練等)

陸運事業者と荷主等との連絡調整

荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における運送事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。このため、運送契約時に、荷役作業における運送事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、運送事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

また、この役割分担については現場での作業者に確実に周知してください。

3 荷役作業におけるチェックリスト

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、上記の書面契約及びその周知をするとともに、下表の「**荷役作業現場のチェックリスト**」を活用して荷役作業場所を点検し、作業場所の改善、作業者への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

| 作業 | チェック項目 | 対応状況 | 解説 |
|--------------------------------------|--------------------------------|------|--|
| 荷役作業の契約に当たって | 荷の積み卸し作業(荷役作業)は | | <ul style="list-style-type: none"> ・荷主等と運送事業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと。運送引受書の発送 ・荷主から運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(P9)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。 |
| | 荷主、運送業者のどちらが行うのが明確になっているか | | |
| | 運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか | | |
| 荷役作業に用いる機械、用具について | 荷の積み卸し作業に | | <ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。 |
| | フォークリフト、クレーンなどを用いるか | | |
| | ロールボックスパレットを用いるか | | |
| 荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項 転倒防止の対策を含む。) | 荷の積み卸し作業を行う場所は | | <ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械と人が接触することがないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。 |
| | 通行人が作業場所に立ち入ることはないか | | |
| | 作業に必要な十分な広さか | | |
| | 整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか | | |
| | 明るい場所か | | |
| | 風・雨が当たらない場所か | | |
| 荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策) | トラックの荷台からの墜落防止のために | | <ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。 |
| | 荷台と段差のないプラットホームがあるか | | |
| | 荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか | | |
| | 安全帯の取付設備はあるか | | |
| 作業者の服装について | 荷の積み卸し作業を行う者は | | <ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は墜落・転落防止用のもの。・作業場所に合わせて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴の使用。 |
| | 保護帽を着用しているか | | |
| | 安全靴を着用しているか | | |
| 荷台への昇降方法について | 荷台への昇降時に | | <ul style="list-style-type: none"> ・三点確保:手足の4点どれかを動かすときに残り3点で確保すること。 |
| | 昇降設備(手摺り付)を用いているか | | |
| | 三点確保を実行しているか | | |
| 荷台での作業方法について | 荷台での作業時に | | <ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。 |
| | 不安定な荷の上を移動していないか | | |
| | ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか | | |
| | 安全帯を使用しているか | | |
| | 荷台端付近で荷を荷台外側に向けて作業していないか | | |
| | 荷台のあおりに乗って作業を行っていないか | | |
| 荷台上の作業者がフォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか | | | |

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものです。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用します。

| 発 地 | | 着 地 | |
|---|---|--------|---|
| 積込作業月日 | 月 日 () | 取卸作業月日 | 月 日 () |
| 積込開始時刻 | 時 分 | 取卸開始時刻 | 時 分 |
| 積込終了時刻 | 時 分 | 取卸終了時刻 | 時 分 |
| 積込場所 | 1. 屋内 2. 屋外 | 取卸場所 | 1. 屋内 2. 屋外 |
| | 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 () | | 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 () |
| 積込品名 (危険・有害性) | 有・無 () | | |
| | 数 量 | | |
| 荷 総重量 | kg (kg/個) | | |
| | 積 付 1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 () | | |
| 積込作業 | 作業の分担 | 取卸作業 | 作業の分担 |
| | 作業の分担 | 取卸作業 | 作業の分担 |
| | 作業の分担 | 取卸作業 | 作業の分担 |
| 作業の分担 | 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同 | 取卸作業 | 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同 |
| 作業の分担 | 名 | 取卸作業 | 名 |
| 使用荷役機械 | 有・無 1. フォークリフト 2. その他 () | 取卸作業 | 有・無 1. フォークリフト 2. その他 () |
| 免許資格等 | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 () | 取卸作業 | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 () |
| その他特記事項 ※「作業時には安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入する | | | |

第3 長時間労働の改善に向けて

自動車運転者の労働時間は、他の産業と比べて長時間に及ぶ実態があることから、労働基準法以外に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」が定められています。

主な内容は以下のとおりです。管理者はもちろんドライバーも内容をよく理解し、遵守に努めてください。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

拘束時間について

- ・1日：原則13時間、最大16時間 [トラック・バス・タクシー共通]
(15時間超は2回/週以下) [トラック・バス]
- ・1ヶ月等：トラック 1ヶ月293時間 (労使協定により1年のうち6ヶ月までは1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で320時間まで延長可能)
バス 4週間平均で1週当たり65時間 (労使協定による特例あり)
タクシー 1ヶ月299時間 (日勤)、262時間 (隔日勤務) (同上・特例あり)

休息期間について

- ・勤務終了後に継続8時間以上 (タクシーの隔日勤務では勤務終了後に継続20時間以上)
- ・運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。

運転時間について

- ・トラック 2日平均 9時間/日、2週平均 44時間/週 以内
- ・バス 2日平均 9時間/日、4週平均 40時間/週 以内 特例あり

運転時間について

- ・トラック 2日平均 9時間/日、2週平均 44時間/週 以内
- ・バス 2日平均 9時間/日、4週平均 40時間/週 以内 特例あり

連続運転時間について

- ・4時間以内 [トラック・バス]
- (運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)

休日労働について

- ・2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 [トラック・タクシー共通]
- ・2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 [バス]

また、適正な労働時間・運行管理を行うために、以下の点に特に留意してください。

- 1 過労運転の防止のための適正な労働時間管理
- 2 事業者及び運行管理者の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」の正確な理解と運転手への周知徹底
- 3 適正な運行計画の策定・管理、運転・作業日報の確認、タコグラフによる運転状況の確認 (運転手の運転特性の把握、結果に応じた教育指導の実施)



第4 ストレスチェックの実施

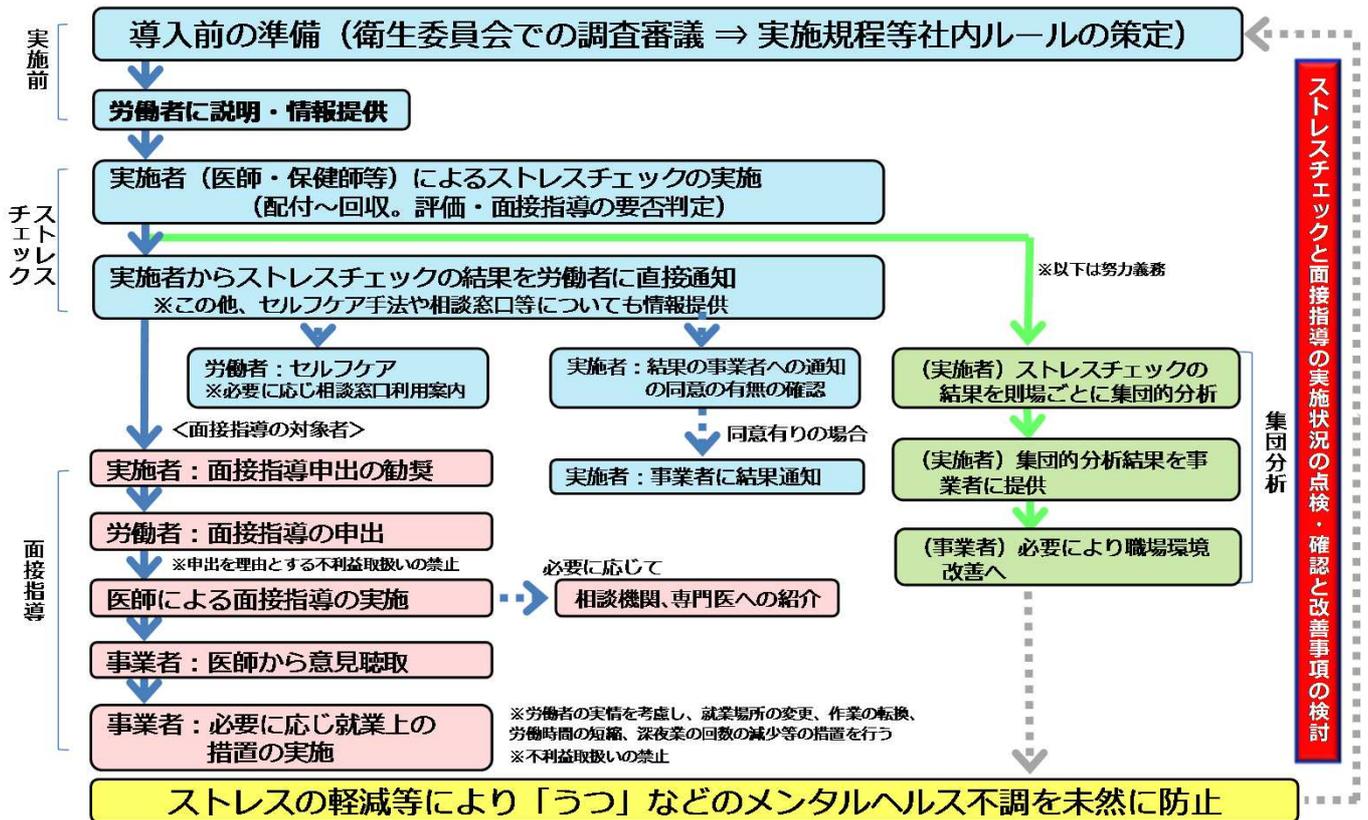
平成27年12月1日から、常時使用する労働者が50人以上の事業場にあつては、1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施することが義務付けられました（50人未満は努力義務）。

未実施の事業場は早急に実施してください。また、既に実施した事業場であっても、さらに有意な制度とするためにも、今年の実施状況を見直し、今後の改善につなげてください。

なお、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期的に、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっています。忘れずに提出するようにお願いします。

ストレスチェックに係る各種資料や報告様式は、「**こころの耳**」でネット検索して入手してください。

ストレスチェックの流れ



～地域産業保健センターの利用について～

地域産業保健センターは、労働者50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。メンタルヘルスや、健康確保対策に取り組むに際して、積極にご活用ください。

| センター名 | 所在地 | 電話番号・受付時間 | 対象地域 |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 中北地域産業保健センター | 甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4F | 055-220-7020 平日9:00-17:00 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、北杜市、中巨摩郡昭和町 |
| 郡内地域産業保健センター | 都留市四日市場1105 都留労働基準協会内 | 0554-45-0810 平日9:00-17:00 | 都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡 |
| 峡南地域産業保健センター | 南巨摩郡富士川町鯉沢1-11 峡南労働基準協会内 | 0556-22-7330 平日9:00-17:00 | 南巨摩郡、西八代郡 |
| 峡東地域産業保健センター | 山梨市中村834 山梨法人会館内 | 0553-22-6621 平日9:00-17:00 | 山梨市、甲州市、笛吹市 |

お問い合わせは山梨労働局または各労働基準監督署へ

山梨労働局労働基準部健康安全課 055-225-2855

甲府労働基準監督署 055-224-5617 都留労働基準監督署 0554-43-2195

鯉沢労働基準監督署 0556-22-3181

山梨労働局ホームページ <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> H29.7